

農 漁 業 保 險 審 査 会 関 係 法 令 集

令
和
元
年
六
月

農
林
水
産
省
經
営
局
保
險
課

水
産
庁
漁
業
保
險
管
理
官

目次

一	農業保険法第二百二十三条	1
二	農漁業保険審査会令	2
三	農漁業保険審査会運営規程	3
(参考)	農漁業保険審査会関係参照条文	5

◎ 農業保険法（抄）

（昭和二十二年法律第百八十五号）

〔農漁業保険審査会〕

第二百二十三条 農林水産省に農漁業保険審査会を置く。

② 農漁業保険審査会は、第百九十八条第一項（第二百三条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十七条第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

③ 前二項に規定するもののほか、農漁業保険審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

◎ 農漁業保険審査会令

(昭和五十三年政令第百八十七号)

(組織)

第一条 農漁業保険審査会（以下「審査会」という。）は、委員十五人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、これに欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 農林水産大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中でも、これを解任することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 刑事事件に関し起訴された場合

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、農林水産省経営局保険課において水産庁漁政部漁業保険管理官の協力を得て処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

○農漁業保険審査会運営規程

(総則)

第一条 農漁業保険審査会（以下「審査会」という。）の運営は、農漁業保険審査会令に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審査会の会議は、会長が招集する。

(議長)

第三条 会長は、審査会の会議の議長となり、議事を運営する。

(会議の公開)

第四条 審査会の会議は、公開とする。ただし、次の各号に係る会議については、この限りではない。

- 一 農業再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議
- 二 漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議
- 三 漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関する会議

(部会)

第五条 審査会に、農業再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置く。

2 会長は、審査の申立があつた場合は、審査に係る案を部会に付託するものとする。

3 会長は、前項の規定により部会に事案を付託すると

きは、次表下欄に掲げる事項については、それぞれ上欄の部会に付託するものとする。

部会	事項
農業再保険部会	農業再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。

(部会の招集)

第六条 部会の会議は、会長が招集する。

2 部会の会議については、第三条及び第四条の規定を準用する。この場合において、第三条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

3 部会長は、当該部会の議事が終了したときは、その議事の経過及び結果について審査会に報告しなければならない。

(審査の決定)

第七条 審査会は、審査をしたときは、次の事項を記載した決定書を申立者に交付し、又は農林水産大臣に提出するものとする。

- 一 申立者の氏名及び住所（申立者が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- 二 審査の目的たる保険又は再保険の表示
- 三 会議の日時及び出席委員の氏名
- 四 事実及び争点の要旨
- 五 審査決定の趣旨
- 六 審査決定の理由
- 七 審査決定の年月日
- 2 審査決定の原本は、会長の指名した委員が作成し、会長及び会長の指名した出席委員二名が署名押印するものとする。

（議事録）

第八条 審査会及び部会の会議においては、議事録を作成するものとする。

2 次表の上欄に掲げる会議の議事録は、それぞれ下欄の課において整理し、保存するものとする。

総会	経営局保険課
農業再保険部会	経営局保険課
漁船再保険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官
漁業共済保険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官

3 議事録については、公開とする。ただし、第四条各

号に係る会議の議事録については、この限りではない。
（補則）

第九条 この規程に定めるもののほか、審査会の議事運営に必要な事項は、会長が定める。

(参考) 農漁業保険審査会関係参照条文

◎ 農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)(抄)

(審査の申立て)

第百七十一条 (略)

② 前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第百九十八条 都道府県連合会は、再保険に関する事項について不服があるときは、農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。

② 前項の場合には、第百七十一条第二項の規定を準用する。

(準用)

第二百三条 政府の保険事業には、第百七十条(第三号に係る部分に限る。)及び第百九十四条から第百九十九条までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第二百七条 この節の規定による政府の再保険事業には、第百二十条、第百七十条(第三号に係る部分に限る。)及び第百九十四条から第百九十八条まで並びに保険法第十一条及び第百九十五条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)(抄)

(審査の申立て)

第百三十七条 組合は、政府が漁船保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

◎ 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)(抄)

(審査の申立て)

第百四十七条の十三 連合会は、漁業共済保険事業に関する政府の処分につき不服があるときは、農林水産大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林水産大臣は、農漁業保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。